

東御市人権施策の基本方針・基本計画（改定版）（素案）に対する

パブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件 名	東御市人権施策の基本方針・基本計画（改定版）（素案）
意見の募集期間	令和2年12月15日（火）～ 令和3年1月14日（木）
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、北御牧庁舎、総合福祉センター、中央公民館、市立図書館、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター
結果の公表場所	市ホームページ
提 出 状 況	(1) 提出者数 4人 (2) 提出意見数 24件
実 施 機 関	東御市 市民生活部 人権同和政策課 人権同和政策係 電話：0268-64-5902 ファックス：0268-64-5011 電子メール：jinken-douwa@city.tomi.nagano.jp

2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内 容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。	2	3
B	ご意見を反映させるもの（または修正したもの）。	2	9
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	2	3
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など	1	2
E	その他のご意見（質問、感想等）。	3	7
計			24

※表中の提出者数は、1人で複数の意見を提出している場合があるため、実際の提出者数（4人）と一致しません。

3 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	反映区分
1	基本方針の改定の趣旨と基本理念について 「基本理念」が先に記載、その後基本方針・基本計画改定の趣旨、必要性が記載されるべきである。なお、「基本方針・基本計画改定の趣旨」に記載された内容は「基本理念」である。	ご指摘を踏まえ、一部整理をいたします。	B
2	第2基本方針の1人権同和教育・啓発の推進について 「1人権同和教育・啓発の推進」を「1部落差別解消の推進」に変更し、「第3人権課題への取り組み」「1同和問題」の記載を現在の「1人権同和教育・啓発の推進」に移行することを提案。	「1人権同和教育・啓発の推進」については、あらゆる差別の解消の推進を目的に記述しています。「1同和問題」については、人権課題のひとつとして、取り組みを推進していきます。	D
3	総合計画と基本方針・基本計画について 「東御市人権施策の基本方針」及び「東御市人権施策の基本計画」は「第2次東御市総合計画」の時系列の訂正を提案。	ご提案のとおり、修正いたします。	B
4	相談機能の充実について ・人権よろず相談所の相談日が月1回は少ない。設定日時が一般のサラリーマンには無理なスケジュールとなっている。	今後の参考とさせていただきます。	C
5	相談機能の充実について ・直接相談しかできないのはおかしい。電話やメールでの相談も受けるべき。 ・相談機関に関し、対応機関名や電話番号、メールアドレスがHPに記載がない。	電話やメールでの相談もお受けしています。HPへの掲載については検索しやすいよう見直しを行います。	E
6	1同和問題について 人権課題で示された取り組み(p7)が施策の方向(p19)に対応していない。施策の方向イは同和問題として取り組まないという記載であるので同和問題の項目としての記載として問題がある。	ご指摘を踏まえ、一部追記をいたします。	B
7	2子どもの人権 取り組みの(2)(3)(P8)は同内容である。施策の方向に児童の権利条約の啓発活動及びいじめについてがない。	いじめについては、ご指摘を踏まえ追記いたします。取り組みの同内容及び権利に関する条約の啓発につきましては、参考とさせていただきます。	B

8	2 子どもの人権 新型コロナウイルス感染症の要因で起きうる、起きている事態への対応を施策の方向に追記すべき。	施策の方向につきましては、その要因を新型コロナウイルスに限定せずに人権問題の事象ごとに計画をしていますので、ご意見を反映することはできませんが、今後の参考とさせていただきます。	C
9	2 子どもの人権 社会参加への機会のサポートが必要。中高生は地域との関りが薄くなる。子どもから大人への成長にあたって、同世代だけではなく他世代の価値観に触れること、地区の中での役割の提供で、地域の中で「成長を助ける」取り組みを設けることで、新社会人での負担を和らげられるのではと考えます。	施策の方向のオにおいて、地域社会にて各団体の活動をとおして、青少年の健全育成を推進することを記載しておりますが、ご意見を参考に一部修正いたします。	B
10	3 女性の人権 取り組みの「女性の社会的自立に向けた諸制度の整備」(P8)の施策の方向が欠如。アンケートにおける地域で（地区における役員・役割など）(P22)に対する取り組みが欠如。行政区制度に根強く残る男女の固定的役割分担に依存した取り組みの欠如。	ご指摘を踏まえ、一部追記をいたします。	B
11	3 女性の人権 これは女性差別、これは外国人差別…ときっちり分けると、現代社会の問題が見えてこないのではないかな。	ご意見としてたまわります。	E
12	3 女性の人権 10代で出産した女性への育児サポート・学習機会の提供が必要。課題の把握などの調査をしていただきたい。	別に定める「東御市健康づくり計画」に基づき、保健・福祉他関係部署が連携して、思春期から妊娠・出産・子育てまで、個々の実情に応じた切れ目ない支援に取り組んでいますので、ご意見としてたまわります。	A
13	4 障がい者の人権 共生社会の実現を普及促進の抽象的な取り組み(P9)や施策の方向(P23)から、障がい者の日常生活や地域生活を支援するための施策等に組み替えを提案。	ご提案については、別に定める「東御市総合障がい計画」にて取り組んでいますので、ご意見としてたまわります。	E
14	4 障がい者の人権 テレワークの普及に伴い、市内外の企業で勤めることができる、職業選択の自由を増やせないでしょうか。	ご意見としてたまわります。	E
15	4 障がい者の人権 田中駅の構内跨線橋、滋野駅の地下通路バリアフリー化を要望。	ご意見としてたまわります。	E

16	5 高齢者の人権 取り組み(P9)と施策の方向(P25)を整理し、高齢者虐待の防止及び消費被害防止の権利擁護の推進を明記されたい。	ご指摘を踏まえ、修正及び追記いたします。	B
17	6 外国人の人権 移民労働者の抱える問題としての視点が欠如。事業者への啓発や支援の取り組みの記載が必要。	ご指摘を踏まえ、外国人相談窓口等での支援について追記いたします。	B
18	6 外国人の人権 外国人の方への地区からのアプローチ方法の手引き、区長への支援について。	転入した際に区の紹介や区長の連絡先を記した用紙をお渡ししています。また、マニュアル等はありませんが、相談があれば個別に対応しています。	A
19	7 インターネットによる人権問題 2020 年第 2 回人権セミナー講師が提起したインターネット上の部落差別についての記載が必要。	新たに課題別施策に加え取り組んでまいります。	A
20	8 L G B T などの性的マイノリティの人権 取り組みの「正しい理解を深めるための」、施策の方向「正しい認識や理解を深める」の削除を提案。	多様な性について知り、理解を深めることが、差別や偏見をなくすことに繋がると考えます。	D
21	8 L G B T などの性的マイノリティの人権 施策の方向「性の多様性への理解促進」を「性の多様性を尊重する」に戻すことを提案。	ご提案のとおり、修正いたします。	B
22	育児・介護される人への人権項目の設置について	今後の参考とさせていただきます。	C
23	第 3 回改定に併せ東御市人権施策の基本方針・基本計画の評価の体系化について 「基本方針」「基本施策」「施策の展開」と「事業実績及び事業計画書」「事業の内容・主な取り組み」を対応させることを提案。 「事業評価について」「有効性」「効率性」「経済性」「総合評価」「貢献度」「維持・継続、見直し・改善」指標などをもって指標化することを提案。	ご意見としてまいります。	E
24	同和問題、同和教育の法源について 「同和」「同和教育」の字句の法源はどこにあるのか明確にすることを提案。基本方針・基本計画で使用されている「同和問題」を「部落差別」、「同和教育」を「部落差別解消教育」「部落差別解消推進教育」に変えることを提案。	ご意見としてまいります。	E